

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項の規定による農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公表する。

平成 31 年 4 月 1 日

東御市長 花岡 利夫

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
北御牧地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 27 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
経営体数

法 人	10 経営体
個 人	41 経営体
- 4 当該区域における農業の将来の在り方
生産品目の明確化、6 次産業化、高付加価値化、新規就農の促進を行う。
- 5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農業をリタイヤ・経営転換する者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。